

規模に応じた対応案

| 事項 | 大臣所轄の学校法人 (大学・短大・高専を設置する学校法人) ※ ※大規模・広域の知事所轄法人も追加可能とする | 知事所轄の学校法人 (左記以外の学校法人) |
|------------------|--|---|
| 理事定数 | 5人以上【現行どおり】 | 5人以上【現行どおり】 (附則6条園からの移行措置も検討)【新規】 |
| 外部理事の数 | 2人以上【新規：修学支援新制度に同じ】 | 1人以上【現行どおり】 |
| 理事の理事会への 職務報告 | 年4回以上【新規】 | 年2回以上（寄附行為の定め）【新規】 |
| 内部統制システム | 理事会による方針決定【新規】 | 任意【新規】 |
| | 役員 <small>の</small> 善管注意義務【現行どおり】 | |
| 評議員会の決議・承認等 | 解散・合併・重要な寄附行為変更【新規】 | — |
| | 寄附行為で定めた事項、役員 <small>の</small> 責任の一部免除【現行どおり】 | |
| 役員近親者等・教職員などの評議員 | 属性ごとの上限の設定を検討【新規】 | 属性ごとの上限の設定を検討【新規】 (小規模法人への配慮も含め検討)【新規】 |
| 評議員の権限 | 3分の1以上の評議員による招集請求 (要件の緩和を検討)【新規】 | 3分の1以上の評議員による招集請求 【現行どおり】 |
| 監査体制 | 監事の補助・内部監査、 監事と会計監査人の連携、 監事への内部通報など【新規】 | 任意（内部規程）【新規】 |
| 理事近親者等の 監事就任 | 禁止【新規】 | 禁止【新規】 (小規模法人の移行措置も含め検討)【新規】 |
| 会計監査人 | 設置義務【新規】 | 任意（寄附行為の定め）【新規】 |
| 振興助成法に基づく 監査 | 一定額の私学助成を受けた場合【現行どおり】 | |
| | (計算書類・会計基準を一元化、会計監査人の会計監査報告で代替)【新規】 | |

備考 上記以外にも、小規模な法人の運営実態等に鑑みた配慮措置・移行措置を検討する。